

令和3年度外国人地域防災力強化事業

【企画提案公募実施要領】

福岡県では、「令和3年度外国人地域防災力強化事業」の実施を計画しています。本事業は委託により実施する予定であり、受託予定者を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施します。

1 事業の概要及び目的

福岡県の在留外国人は年々増加しており、令和2年6月末時点で81,556人であり、5年前（平成27年6月末：58,054人）と比較して約1.4倍に増加している。特に、在留資格「技能実習」や「技術・人文知識・国際業務」といった働き手としての外国人の増加が顕著である。また、在留外国人の増加は特定の地域に限ったものではなく、県内全域で増加している状況にある。

こうした中、福岡県が令和2年2月から3月にかけて、外国人住民を対象に調査を行ったところ、「警戒」、「震度」、「避難」といった、気象や災害に関する言葉について、わからない言葉があると答えた者が約半数に上ったほか、災害時に逃げる場所等災害時における具体的な対応方法を知りたいと答えた者が過半数に至った。

福岡県はここ数年、毎年風水害に見舞われており、増加する外国人住民が災害時に適切に対応できるよう、災害時の対応や避難場所などの情報を外国人住民に伝えることが重要な課題となっている。

以上の状況を踏まえ、本事業では、県内15圏域（注）において、県が域内市町村と共同で外国人住民を対象とする防災訓練を実施し、加えて県内4地域（注）においては、災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とする研修会を開催することにより、各地域で、外国人住民が災害時に適切に行動できるようになることを目的とする。

（注）「圏域」及び「地域」の定義については、別紙「実施業務仕様書」を参照。

2 委託業務内容等

別紙「実施業務仕様書」のとおり

3 実施期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 予算規模

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

5 企画提案公募参加資格

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各項各号に掲げる者に該当しないこと。
- （2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (5) 事業の実施に当たって、福岡県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な業務改善への積極的な取り組みや業務手法の変更、事業の進捗管理に必要な資料提供などに誠実かつ確実に対応できる者であること。
- (6) 法人格を有しない団体の場合、次の①から⑤の要件を全て満たしている団体であること。
- ① 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。
- ※ ②から④の要件を満たしているかどうかについては、①の「定款又は寄附行為に類する規約等」の内容で確認する。

6 企画提案公募スケジュール

(1) 企画提案公募に関する質問

- ・ 質問を要する事項がある場合、メールにて質問票を提出願います。
 - ※ 質問票の様式は県ホームページに掲載します。
 - ※ メール送付先は後述「9 企画提案書提出及び問い合わせ先」をご確認ください。
 - ・ メール の 件名 は 本 事 業 に 係 る 問 い 合 わ せ で あ る こ と が 分 か る も の と し て く だ さ い 。
 - ・ 問 い 合 わ せ 期 間 は、 令 和 3 年 5 月 1 7 日（ 月 ） 1 2： 0 0 まで と し ま す 。
 - ・ 問 い 合 わ せ に 対 す る 回 答 は 令 和 3 年 5 月 1 8 日（ 火 ） に 県 ホ ム ペ ー ジ に 掲 載 し ま す 。
 - ※ 個 別 に 回 答 を 送 付 す る こ と は い た し か ね ま す の で、 ご 了 承 く だ さ い 。
- ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。

(2) 企画提案公募の申し込み

- ① 企画提案公募に申し込みをされる場合（企画提案書を提出する意向がある場合）は、別紙「企画提案公募申込書」をメール又はFAXで送付してください。
- ※ 申込書の提出が無い場合も企画提案書は受け付けますが、可能な限り申込書の提出にご協力ください。
- ② 申込書提出期限
令和3年5月20日（木）17：00まで

(3) 企画提案書提出期限

- 令和3年5月24日（月）17：00まで
- ※ 配達記録の残る郵便又は宅配便で提出してください。企画提案書は電子ファイルでの提出も可能ですが、パンフレット類は郵便又は宅配便で提出してください。また、電子ファイルで提出された場合は、システムエラーによる未達防止のため、お電話にてその旨ご連絡

ください。なお、郵送等の場合は、表面に朱書きで「令和3年度 外国人地域防災力強化事業 申請書類在中」とご記載ください。

※ F A Xでの企画提案書の提出は受け付けません。

(4) 受託予定者の決定

令和3年5月28日（金）（予定）

結果については文書で通知します。

(5) 契約の締結

受託者として契約を締結するためには、下記のいずれかに該当する場合を除き契約金額の10分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供しなければなりません。契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後、還付します。

- ① 受託予定者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。
- ② 受託予定者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月28日福岡県告示第339号）」を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 企画提案公募実施手続

(1) 企画提案書の内容

別紙「実施業務仕様書」を踏まえ、次の点に留意して企画提案書（見積書を含む。）を作成してください。

① 事業の実施方針

- ・ 次の点を踏まえて、事業の実施方針を記載すること。
 - 今後、県内において地域で生活する外国人の増加が見込まれる中、各地域の外国人住民が、防災の観点でどのような課題を抱えていると考えているか。
 - そのような中で、本事業が果たすべき役割をどのように捉えているか。
- ・ 上記を踏まえ、貴団体が本事業を受託すべきであるとする理由を記載すること。

② 外国人住民を対象とした防災訓練の企画

- ・ 本事業の目的を達成するには、多くの外国人住民に本訓練に参加してもらうことが不可欠であることから、外国人住民の参加を増やすために取るべき方策にも言及すること。

③ 災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象とした研修の企画

- ・ 本事業の目的を達成するには、多くの地域住民に本研修に参加してもらうことが不可欠であることから、地域住民の参加を増やすために取るべき方策にも言及すること。

④ 事業の実施体制

- ・本事業の実施における貴団体の実施体制について、貴団体の組織図、業務責任者の指定、他の従事者がいる場合の業務連絡体制等に触れながら記載すること。

⑤ 実績

- ・貴団体が委託事業を適切に実施するに十分な能力を有することを示す実績があれば記載すること。(主に外国人を対象とする防災訓練等の企画・運営や運営支援の経験 等)

⑥ その他

- ・例えば、外国人の参加者数が増加する工夫など、本事業の目的を踏まえ、貴団体独自の提案があれば記載すること。

(2) 応募の無効

本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は無効とします。

(3) 企画提案書の様式及び提出部数

様式：A4判式（縦・横不問）、片面印刷

提出部数：10部

- ※ 加えて、パンフレット等、団体や会社の概要や事業内容が分かるものがあれば、当該資料10部を企画提案書と同時に提出してください。

(4) その他

- ① 提出された企画提案書等は委託先の選定のみで使用します。
- ② 企画提案書の作成に要した費用その他公募参加に要した経費は参加者の負担とします。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しません。

8 審査の方法

審査委員会において企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な企画提案を行った一者を選定します。

[評価方法] 提出された企画提案書を別紙「令和3年度『外国人地域防災力強化事業』評価基準」の項目に沿って評価。

9 企画提案書提出及び問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部 国際局 国際政策課

交流推進係 杉本、財間

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3201 FAX 092-643-3224

メールアドレス： intpol@pref.fukuoka.lg.jp

10 その他

受託予定者においては支出証拠書類の5年間保存が必要です。